

西尾市専用水道水質検査等実施要領

第1 目的

この要領は「愛知県水道水質管理計画」に規定される水質検査及び水質監視に関し、本市専用水道における必要な事項を定める。

第2 適用対象

この要領の対象は、市内の専用水道設置者（以下「設置者」という。）とする。

第3 水質検査項目

この実施要領に定める水質検査項目は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（以下規則という。）第15条第1項第1号イに規定される「毎日検査項目」、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号（以下「省令」という。））に規定される「水質基準項目」（別表1）、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）において定められた「水質管理目標設定項目」（別表2）、「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付け健水第270号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）で示された「原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用な項目（以下「原水管理項目」（別表3）という。）」並びに「要検討項目」（別表4）とする。

第4 水質検査実施内容

1 採水場所

設置者は、水質検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定すること。（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。）

なお、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。

また、検査に供する水の採取場所の数は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定すること。ただし、規則第15条第1項第2号ただし書きの場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水の場所として選定することができる。

2 定期検査

(1) 毎日検査項目

設置者は、規則第15条第1項第1号イに従い1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を実施すること。

(2) 水質基準項目

設置者は、水質基準項目の水質検査を、規則第15条第1項第3号及び第4号に定める検査頻度に従い実施すること。

(3) 原水検査

設置者は、全ての水源の原水について、水質基準項目（別表１の２１から３１及び４８の項目を除く。）の水質検査を、水質が最も悪化する時期を含んで１年に１回以上実施すること。

また、低減化処理を行っている項目にあつては、必要に応じ、検査回数を増加して実施すること。

ただし、水道事業者からの供給水のみで給水している送配水場系統を有している設置者における当該送配水場原水の水質検査は、水道用水供給事業者又は当該水道事業者が、供給地点又は供給地点と同等の水質と考えられる検査地点において実施する水質検査に替えることができるものとする。

(4) 水質管理目標設定項目等

設置者は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から水質管理目標設定項目、要検討項目及び原水管理項目の検査の実施に努めること。

なお、給水栓の採水場所は水質基準項目と同一場所とし、必要に応じて原水においても検査を実施すること。

3 臨時検査

水道水が基準値を超過するおそれがある次の(1)から(6)の場合は、水質基準項目等のうち必要な項目について、直ちに、給水栓水等の水質検査を行うとともに、必要に応じ、原水の水質検査も行うこと。

- (1) 異常な渇水、洪水時等において原水の水質が著しく悪化したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 水源の上流で汚染事故が発生した時等において原水の水質に異常があったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 水道工事等による断減水があった時等水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要が認められるとき。

第5 報告

1 水質検査計画の報告

設置者は、水質検査計画を前年度末日までに市長宛て報告すること。

2 水質検査結果等の報告

設置者は、第４の水質検査の検査結果及び水道給水フロー図等を翌年度５月末日までに様式１及び２により、市長宛て報告すること。

ただし、水道統計調査の水質編又は設置者が独自に作成する水質年報等を提出することで、様式１の報告を省略することができる。

3 クリプトスポリジウム等対策に係る報告

設置者は、「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」に準じ、次の項目について様式３により前年度分を翌年度５月末日までに市長宛て報告する

こと。

(ア) 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

(イ)－１ 対策（ろ過施設による対応）

（(ア) でレベル４又は３に該当し、ろ過施設を整備している（整備を計画している）浄水場に限り記載）

(イ)－２ 対策（紫外線処理設備による対応）

（(ア) でレベル３に該当し、紫外線処理設備を整備している（整備を計画している）浄水場に限り記載）

(ウ) 浄水処理の状況（(ア)でレベル４又は３に該当している浄水場に限り記載）

第６ 水質異常時の対応

１ 別表１中１から３１までの項目の対応

(１) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

設置者は、基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、水道法第２３条の規定に基づき、直ちに取水又は給水の緊急停止措置を講じるとともに、市へ通報すること。

人の健康を害するおそれがある場合とは、次のような場合が考えられる。

ア 水源又は取水、導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原微生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。

イ 浄水場以降の過程にある水が、病原微生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。

ウ 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。

エ 工業用水又は農業用水等の水管等に誤接合されていることが判明したとき。

また、水源又は取水、導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、市へ通報し、必要に応じて給水停止・関係者への周知を行うこと。

ア 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じたとき。

イ 臭気及び味に著しい変化が生じたとき。

ウ 魚が死んで多数浮上したとき。

エ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見したとき。

(２) 水質異常の早期発見

設置者は、原水における水質異常を早期に把握するため、常に水源の監視を行うとともに、原水による魚類の飼育、自動水質監視機器等の導入を図ること。

また、平常時より関係行政機関の協力を求め、水源付近及びその後背地にある汚染源又は汚染源となるおそれのある工場、事業場、ゴルフ場等の立地状況及び汚染物質の使用並びに排出状況等の把握に努めること。

２ 別表１中３２から５１までの項目の対応

設置者は、基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じて当該項目に係る低減化対策、取水・給水の停止及び市への通報等を実施すること。

なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、上記１の対応と同様に扱うこと。

３ 原水の対応

設置者は原水の水質検査結果に基づき、次により原水水質の維持管理強化を図ること。（別表１及び２の項目並びに低減化処理を行っている項目等を除く。）

（１）基準値を超過した項目

水質検査結果が省令に規定する基準値を超過した場合は、直ちに給水栓水の水質検査を行うとともに、当該検査項目について当該原水の水質検査を少なくとも１か月毎に１回以上相当期間実施すること。

（２）基準値の５０％を上回った項目

水道原水の水質動向を確認するため、水質検査計画の検査実施回数の見直し等を行い水道水の安全確保に係る管理計画を策定すること。

（３）基準値の７０％を上回った項目

上記（２）の対策を実施するとともに、健康に影響を与える項目については、低減化対策について検討すること。

４ 水質管理目標設定項目等の対応

設置者は、水質管理目標設定項目等が目標値等を超過し、水質管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、人の健康を害するおそれがある場合は、当該項目に係る低減化対策、取水・給水の停止及び市への通報等を実施すること。

５ 水質異常時の危機管理体制の整備

設置者は、水源の汚染又は汚染のおそれが発見された時に、直ちに上記１から４の対応がとれるよう危機管理マニュアル等を作成し、関係行政機関（市、管轄保健所、管轄警察、河川管理者等）への通報体制を整備するとともに、同体制を関係者に周知すること。

また、水源の汚染等の発見の連絡通報があった場合における、設置者での組織内部の連絡網についても危機管理マニュアル等に明記すること。

第７ クリプトスポリジウム等の対策

水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施については、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成１９年３月３０日付け健水発第０３３０００５号厚生労働省健康局水道課長通知）に従うほか「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」に従い的確に対策を講じること。

第８ その他

自ら水質検査（第四の２（１）の検査を除く。）を実施している設置者は、水質検査に当たって、毒物及び劇物取締法等関係法令に基づき試薬等の管理を行うとともに、水質汚濁防止法等関係法令に基づき検査廃液、使用済みの試薬等の処理を行うこと。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表および様式